



退院から看取りまでの在宅医療の場面において、必要となる在宅医療サービスの提供や連携の在り方等を学ぶ在宅医療の基礎知識研修を、介護従事者や地域包括支援センター等の職員を対象に実施

### (3) 県負担・補助率の考え方

第7期岐阜県保健医療計画において在宅医療提供体制を整備することとしている

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,089	人件費、講師謝金、旅費、会議費 他
合計	5,089	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

第7期（次期）岐阜県保健医療計画  
在宅医療対策

「在宅療養者のニーズに応じて、医療、歯科医療、看護、薬剤、介護等を包括的に提供できるよう各サービスの連携体制を構築する。」

### (2) 国・他県の状況

医療介護総合確保推進法に基づく県計画として、国の承認を得る予定。

### (3) 後年度の財政負担

医療介護総合確保推進法に基づく県計画として計上し、実施していく。

### (4) 事業主体及びその妥当性

在宅医療を実施する医療機関の増加及び在宅医療を実施する医師の資質向上を図ることにより、県民が住み慣れた地域で在宅療養を受けられる体制の整備を支援するものである。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 全市町村の相談員（在宅医療・介護連携推進コーディネーター）及び医療・介護等の多職種従事者の研修への参加。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R4)	達成率
						%
① 相談員における本研修の参加者	未実施 (H29)	20	30	42	42	%
② 多職種連携における本研修の参加者	未実施 (H29)	356	370	延べ 380	延べ 380	%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>在宅医療に関係する専門疾患の知識や、在宅医療特有の問題への対応について、在宅医療を実施する医師や看護師等の医療従事者向けの冊子を作成し、関係機関へ配布した</p> <p>終末期医療のための医療技術向上のため、シリンジポンプの扱い方といった実践的技術を学ぶ研修を開催した。</p> <p>退院から看取りまでの在宅医療の場面において、必要となる在宅医療サービスの提供や連携の在り方等、多職種を対象とした研修を開催し知識の習得を推進した。</p>
令和3年度	<p style="color: red;">令和5年度当初予算にて追加</p> <hr/> <p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>

令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	高齢化の進行による療養を必要とする者の増加に備え、在宅医療の提供体制の構築・強化が必要である。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 3	訪問診療は内科医が行うことが多いが、他診療科目（皮膚科・眼科・心療内科等）の在宅での医療の提供が困難な状況。 内科医を中心とした、他診療科目についての研修は在宅患者への適切な医療の提供に資する。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	在宅医の育成及び医師間相互の連携体制を効果的に実施するため、岐阜県医師会へ事業を助成し、在宅医療提供体制の充実を図る。

### (今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 地域の地理的事業や医療・介護資源の状況も異なるため、各地域の実情に応じたきめ細やかな対応が必要となる。</p>
--

### (次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 地域実情に応じた在宅医療の推進を図る必要があり、そのためには、在宅医療についての知識を有する人材の育成を継続する必要がある。</p>
--